

# 新組織の発足に向けた業務改革の推進

○国民の信頼を回復するためには、組織改革とともに、これまでの事業運営に対する御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、徹底した業務改革の取組が不可欠。  
 ○現在、「緊急対応プログラム」(平成 16 年 11 月策定)及び「業務改革プログラム」(平成 17 年 9 月策定)に基づき、様々な取組を実施しているが、法律改正を要する事項について、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を行い、新組織の発足に向け、業務改革の着実な実施を図る。

## これまでの問題点と課題

### 【サービスの向上】

- ・年金相談の待ち時間が長い
- ・手続やお知らせの内容が複雑でわかりにくい

### 【保険料徴収の徹底】

- ・保険料を納めやすい環境づくりが不十分
- ・効率的・効果的な収納対策が講じられていない

### 【予算執行の無駄の排除】

- ・安易な随意契約が多い
- ・予算執行に当たって、必要性が精査されていない

### 【個人情報保護の徹底】

- ・個人情報が適切に取り扱われていない

## 新組織の発足に向け、継続的に業務改革の取組を推進

### <実施中の取組>

- 58歳通知の実施 (16 年 3 月～)
- 年金相談の時間延長 (16 年 12 月～)・休日相談 (17 年度～)の実施
- 「サービススタンダード」の設定・徹底 (17 年度～)
- 全国统一番号による「ねんきんダイヤル」サービスの実施 (17 年 10 月～)
- 裁定請求書の事前送付サービスの実施 (17 年 10 月～)
- インターネットによる年金加入記録の即時提供 (18 年 3 月～)

- コンビニ(16 年 2 月～)・インターネット等(16 年 4 月～)を通じた納付
- 所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底 (16 年 10 月～)
- 保険料収納事務への市場化テストの活用 (17 年 10 月～)
- 口座振替割引制度の導入 (17 年度～)
- 若年者納付猶予制度の創設 (17 年度～)
- 免除申請手続の簡素化 (18 年 7 月～)
- 多段階免除制度の導入 (18 年 7 月～)

- 徹底した事務費の節減 (16 年度～)
- 競争入札又は企画競争の原則化 (16 年 8 月～)
- 「調達委員会」による厳格な審査 (16 年 10 月～)
- オンラインシステムの最適化計画の実施 (18 年度～22 年度)
- 独立行政法人を設立し、福祉施設等の整理合理化 (17 年 10 月～)

- 職員ごとのカード番号の固定化 (16 年 7 月～)
- 本人識別パスワードの導入 (16 年 10 月～)
- 被保険者記録へのアクセス内容の監視 (17 年 1 月～)
- 全職員を対象とした職員研修の継続的な実施 (随時)

### <実施予定の取組>

- 被保険者資格に関する情報の取得 (19 年度中～)
- 住基ネット情報の活用の拡大 (19 年度中～)
- 「ねんきん定期便」の実施 (20 年 4 月～ (一部先行実施))
- 労働保険との徴収事務の一元化の推進 (21 年 4 月～)

- 法定免除の手続の簡素化 (19 年度中～)
- クレジットカードによる納付 (19 年度中～)
- 事業主との連携による保険料納付の促進 (19 年度中～)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (20 年 4 月～)
- 任意加入被保険者の口座振替利用の原則化 (20 年 4 月～)
- 国民健康保険(市町村)との連携 (20 年 4 月～)
- 社会保険制度内の連携による保険料納付の促進(21年4月～)

- 事務費国庫負担の見直し (20 年 4 月～)
- 福祉施設規定の見直し (20 年 4 月～)

- 年金公法人における年金個人情報の保護に関する規定の整備(年金公法人法案に規定・新組織発足時～)
- 基礎年金番号の法定化及び利用制限等に関する規定の整備 (新組織発足時～)

## 新組織発足時の姿

- 積極的な情報提供や、簡単な手続の実現により、わざわざ事務所にお越しいただく必要のない便利な年金サービスを提供

- 多様なライフスタイルに対応した「簡単」・「便利」な納め方を提供
- 不公平感のない保険料負担を実現
- 効率的で質の高い保険料収納事務を実現

- 効率性・透明性が徹底された予算執行を確立

- 個人情報保護の重要性の認識が徹底された職場を実現

※下線部が「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において措置する事項